

(表)

← 9センチメートル →

第 \_\_\_\_\_ 号  
官職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

中部国際空港の設置及び管理に関する法律  
第20条第2項の規定による

検 査 員 証

\_\_\_\_\_ 年 月 日 発 行  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 限 有 効

国土交通大臣                      印

5・5センチメートル

(裏)

中部国際空港の設置及び管理に関する法律抜すい

第20条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。